

第31回 市民活動支援センター運営協議会

日時：平成30年10月19日（金）
午後2時～
場所：8階旧レストラン会議室

次 第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 題

- (1) 市民活動支援センターの登録状況について
- (2) 市民活動支援センターの利用状況について
- (3) ミニ学習会及び県出前講座について
- (4) 野田夏まつり躍り七夕について
- (5) 第3回市民活動元気アップふえすたについて
- (6) 市民活動に関するアンケートについて
- (7) 野田市市民活動支援センター（イオンノア店内）会議室の使用
方法について
- (8) 平成31年度野田市市民活動団体支援補助金について
- (9) 野田市市民活動団体支援補助金審査会委員の推薦について

4 閉 会

(1) 市民活動支援センターの登録状況について

平成30年9月1日現在の登録団体数は、7月1日から2団体増の123団体、内訳はNPO法人が22団体、ボランティア団体等市民団体が101団体です。

詳細は下表のとおりです。引き続き、新規団体の登録を進めていきます。

(9月1日現在登録団体数)

(単位:団体)

年 度	市民活動団体内訳		合計	更新	新規
	NPO法人	ボランティア団体等市民団体			
H29年度末現在	23	106	129	106	23
H30年7月1日現在(1)	22	99	121	118	3
H30年9月1日現在(2)	22	101	123	119	4
増 減 (2) - (1)	0	2	2	1	1

なお、この間1団体が新規登録となり、団体の概要は下表のとおりです。

(新規登録団体の概要)

	団 体 名 (活動分類)	活 動 内 容
1	るぴなす (子どもの健全育成)	手形アートの作成、ピクニック、絵本の読み聞かせ、ハロウィンなど季節の行事を取り入れた遊びなど、親子で楽しめるイベントを月1回程度開催している。

〈登録団体数の推移〉

(単位:団体)

年 度	市民活動団体内訳		合計	組 織 名
	NPO法人	ボランティア団体等市民団体		
平成24年度末	13	57	70	NPO・ボランティアサポートセンター
平成25年度末	14	75	89	
平成26年度末	25	85	110	
平成27年度末	19	76	95	市民活動支援センター
平成28年度末	22	87	109	
平成29年度末	23	106	129	
平成30年4月2日	17	83	100	
平成30年7月1日	22	99	121	
平成30年9月1日	22	101	123	

市民活動支援センター登録団体分野別内訳

平成30年9月1日現在

「保健・医療・福祉」が33団体(26.8%)と一番多く、2番目が「学術・文化・芸術・スポーツ」28団体(22.8%)、3番目が「子どもの健全育成」22団体(17.9%)、4番目が「まちづくり」12団体(9.8%)、4分野合計が95団体となっており、登録団体の総数123団体の約4分の3(77.2%)を占めている。

NPO法人が22団体、任意団体が101団体で、NPO法人は約2割弱(17.9%)となっている。

また、重複の活動分類では、「保健・医療・福祉」が56団体と一番多く、2番目が「子どもの健全育成」46団体、3番目が「学術・文化・芸術・スポーツ」42団体、4番目が「まちづくり」35団体となっている。

主活動分類との違いは、「社会教育」や「他団体との連携・助言・援助等」が多くなっている。

また、主活動ではなかった「情報化社会の発展」、「経済活動の活性化」、「職業能力の開発・雇用機会」が団体数は少ないが加わった。

活動分類				主活動の団体内訳						
				団体数 重複	団体数 主活動	割合	内訳1		内訳2	
							NPO法人	任意団体	更新	新規
1	保健・医療・福祉	56	33	26.0%	5	28	33	0		
2	学術・文化・芸術・スポーツ	42	31	24.4%	6	25	30	1		
3	子どもの健全育成	46	22	17.3%	5	17	21	1		
4	まちづくり	35	12	9.4%	1	11	11	1		
5	人権の擁護・平和推進	16	8	6.3%	2	6	7	1		
6	環境の保全	10	7	5.5%	1	6	7	0		
7	社会教育	34	4	3.1%	0	4	4	0		
8	観光の振興	5	2	1.6%	0	2	2	0		
9	農山漁村・中間山間地域の振興	2	2	1.6%	0	2	2	0		
10	地域安全活動	7	2	1.6%	1	1	2	0		
11	国際協力	5	1	0.8%	0	1	1	0		
12	男女共同参画	5	1	0.8%	0	1	1	0		
13	科学技術の振興	2	1	0.8%	1	0	1	0		
14	他団体との連携・助言・援助等	26	1	0.8%	0	1	1	0		
15	情報化社会の発展	4	0	0.0%	0	0	0	0		
16	経済活動の活性化	1	0	0.0%	0	0	0	0		
17	職業能力の開発・雇用機会の拡充	3	0	0.0%	0	0	0	0		
18	災害救援	0	0	0.0%	0	0	0	0		
19	消費者の保護	0	0	0.0%	0	0	0	0		
合計		299	127	100%	22	105	123	4		

東葛地域の活動分類別団体数

活動分類	団体数							
	野田市		野田市	柏市	鎌ヶ谷市	松戸市	流山市	我孫子市
	主活動	重複	NPO重複	重複	重複	重複	主活動	7分類
保健・医療・福祉	33	56	27	164	45	107	43	○
学術・文化・芸術・スポーツ	28	42	14	163	30	122	46	○・○
子どもの健全育成	22	46	22	158	32	136	31	○
まちづくり	12	35	22	165	25	81	21	○
人権の擁護・平和推進	8	16	8	33	5	20	1	—
環境の保全	6	10	11	90	13	33	22	○
社会教育	4	34	28	138	22	75	24	○
観光の振興	2	5	0	12	3	14	—	—
農山漁村・中間山間地域の振興	2	2	0	5	0	7	—	—
地域安全活動	2	7	3	48	5	28	—	—
国際協力	1	5	3	37	4	14	5	—
男女共同参画	1	5	4	33	1	23	3	—
科学技術の振興	1	2	2	12	1	2	—	—
他団体との連携・助言・援助等 (NPO活動支援)	1	26	17	49	6	36	—	—
情報化社会の発展	0	4	1	39	9	9	7	—
経済活動の活性化	0	1	3	25	3	9	—	—
職業能力の開発・雇用機会の拡充	0	3	8	30	3	13	—	—
災害救援	0	0	1	21	4	9	—	—
消費者の保護	0	0	1	12	0	6	—	—
合計	123	299	175	1234	211	744	203	—
実質団体数計(H29.3~30.9)	123	123	44	—	88	475	203	400

※第30回運営協議会での竹澤会長からの質問
「登録団体が1つもない活動分類について」

再度市内の登録団体の活動内容や東葛地域の活動分類などを調査した結果、上記の東葛地域の活動分類別団体数を見ると活動分類を重複で分類している市が多く、2ページの資料(1)-2で説明しましたとおり、従となる活動分類も加えた場合(重複)、主な活動分類では登録団体が1つもなかった「情報化社会の発展」、「経済活動の活性化」、「職業能力の開発・雇用機会」の3分野で活動している団体がある。

また、野田市の市民活動支援センター未登録のNPO法人の活動分類(重複)を見ると「災害救援」や「消費者の保護」の活動をする法人もあるため、今後未登録の法人の登録を進めていきたい。

なお、今後登録団体のより充実させた活動内容などを各部局に提供し、協働によるまちづくりを推進していきたい。

(2) 市民活動支援センターの利用状況について(平成30年7月～8月)

1) 相談等業務

相談件数は昨年同月比43件増の59件、相談時間は15時間30分増の25時間25分です。

訪問件数は1件、1時間で昨年同月と同数です。来所件数は63件です。

団体数は各項目とも月ごとの実団体数の合計です。詳細は下表のとおりです。

(相談等業務実績)

項目		平成29年7～8月(1)	平成30年7～8月(2)	比較(2)-(1)
相談	件数	16件	59件	43件
	団体数	—	40団体	—
	時間	10時間55分	25時間25分	15時間30分
登録申請	件数	6件	5件	△1件
来所	件数	—	63件	—
	団体数	—	43団体	—
訪問	件数	1件	1件	±0
	団体数	1団体	1団体	±0
	時間	1時間	1時間	±0

※相談件数と主な相談内容

- ① 団体立ち上げについて・・・0件
- ② 登録申請について・・・0件
- ③ 活動内容について・・・6件
 - ・ 設立間もない団体からの会員募集、広報の仕方について
 - ・ 講座の共催について
- ④ 助成金関係・・・16件
 - ・ 5月、6月の助成金基礎講座終了後の相談
 - 申請書の書き方、修正、確認、推薦文について
 - 野田市市民活動団体支援補助金の申請書について
- ⑤ パソコンについて・・・9件
 - ・ 団体のチラシ、資料作成について
 - ・ ホームページの作成について
 - ・ 団体内での写真の共有の仕方について
- ⑥ NPO法人について・・・6件
 - ・ 会計処理について(継続)
 - ・ 年度末の県への報告書類、変更登記について
 - ・ 法人の解散について
 - ・ 法人税について
- ⑦ その他・・・22件
 - ・ 活動保険について
 - ・ ボランティアの支援のための寄付金の使い方について
 - ・ 市民活動、ボランティアの参加について

(2) 市民活動支援センターの利用状況について(平成30年7月~8月)

2) フリースペース等の利用状況

利用件数は昨年同月比4件減の26件、利用人数は17人減の141人、利用時間は18時間29分減の51時間14分です。

利用団体数は月ごとの実団体数の合計です。詳細は下表のとおりです。

(フリースペース等の利用状況)

項目	平成29年7~8月(1)	平成30年7~8月(2)	比較(2)-(1)	
利用件数	30件	26件	△4件	
利用団体数	—	11団体	—	
利用人数	158人	141人	△17人	
利用時間	69時間43分	51時間14分	△18時間29分	
利用内訳	フリースペース	23件	20件	△3件
	上記のうち予約	16件	14件	△2件
	団体向けパソコン	14件	7件	△7件

3) 8階旧レストラン会議室の利用状況

利用件数は昨年同月比2件増の36件、利用時間は8分減の120時間3分、利用人数は952人です。

利用団体数は月ごとの実団体数の合計です。詳細は下表のとおりです。

(8階旧レストラン会議室の利用状況)

項目	平成29年7~8月(1)	平成30年7~8月(2)	比較(2)-(1)
利用件数	34件	36件	2件
上記のうち予約	34件	36件	2件
利用団体数	—	20団体	—
利用人数	—	952人	—
利用時間	120時間11分	120時間3分	△8分

(3) ミニ学習会及び県出前講座について

1) ミニ学習会①

市民活動団体の活動資金確保のための助成金基礎講座(3)を開催します。
開催概要は下表のとおりです。

【助成金基礎講座(3)】開催概要

☆日 程	10月17日(水) 午前10時~12時
☆場 所	市民活動支援センター室 (総合福祉会館3階)
☆対 象	登録団体
☆内 容	助成金基礎講座(3)・・・担当 荒井CN、嶋田CN (1) 2019年度の助成金の申請に向けて ・助成金の紹介と実際に申請する準備 (2) 助成金事業実施と実務について (3) 平成31年度野田市市民活動団体支援補助金について (4) その他・・・個別相談

今年度は助成金のミニ学習会を4回計画しており、最終回は平成31年1月下旬を予定しています。

2) ミニ学習会②

市民活動を実施するためのパソコン初心者を対象とした「パソコン初心者連続3回講座」を開催します。開催概要は下表のとおりです。

【パソコン初心者連続3回講座】開催概要

☆日 程	10月18・25、11月1日(木) 午前10時~12時
☆場 所	市民活動支援センター室 フリースペース (総合福祉会館3階)
☆対 象	登録団体
☆内 容	パソコン初心者連続3回講座「Excel入門」 ・・・担当 辻CN、向佐支援補助員 (1) WordとExcelの違い (2) Excelの基本操作 (3) Excelでの名簿や連絡網の作り方 (4) Excel上での基本的な計算式の使い方 など

(3) ミニ学習会及び県出前講座について

3) 県出前講座

NPO法人の認証後の諸手続きについて理解を深めるため、「NPO法人諸手続き講座」を開催します。開催概要は下表のとおりです。

【NPO法人諸手続き講座】開催概要

☆日 程	12月13日(木) 午後2時～3時30分
☆場 所	市役所8階旧レストラン会議室
☆対 象	市内NPO法人(市民活動支援センター未登録の法人を含む。) 千葉県内NPO法人
☆講 師	千葉県環境生活部県民生活・文化課 NPO法人班員
☆内 容	NPO法人諸手続き講座 (1) NPO法人認証後の諸手続きについて (2) NPO法改正に伴う手続きについて

(4) 野田夏まつり躍り七夕について

第67回野田夏まつり躍り七夕のけやき夢ロード広場でのイベント「野田よさこいフェスタ2018」に市民活動支援センター登録の「野田よさこい踊り協議会(7団体)」が参加しました。開催結果は下表のとおりです。

☆日 時 8月5日(日) 午後5時～午後9時

☆場 所 けやき夢ロード 路上

☆参加者

- ・野田よさこい踊り協議会(7団体)
- ・特別参加 東京理科大学Yosakoiソーラン部
スタジオどんぐり太鼓チーム 約190名
- ・市民活動支援センター 職員 4人
- ・インターンシップの大学生 1人

☆内 容

- ・オープニング 旗師の競演と全員での総踊り
- ・8団体での演舞 ～ 全員での総踊り ～ 8団体での演舞
- ・エンディング 見学者も含めて全員で総踊り

※・大勢の見物客で大変賑わい無事に終了しました。参加団体からは今回も合同でイベントができたことを大変喜んでいました。

・今年度は歩道と観客席をカラーコーンで分けたため通行もスムーズになり、けやき夢ロード商店会の方々にも喜んでいただき、来年度もぜひ実施してほしいとの声がありました。



オープニングの乱舞

(5) 「第 3 回市民活動元気アップふえすた」について

第 3 回市民活動元気アップふえすたの参加団体を募集したところ、前回より 8 団体多い 39 団体（うち新規参加 11 団体）の参加申込みがありました。

今後、参加団体との打合せ会議等を通して具体的な内容を決定していきます。

事業名称	第 3 回市民活動元気アップふえすた ☆サブタイトル ～ 集まれ！！野田のなかまたち ～ （前回と同様に決定）		
目的	① 市民活動団体の活動を多くの市民に知ってもらい市民活動への関心を広げる。 ② イベントを楽しみながら市民活動団体同士や市民との交流を図る。		
目標	参加団体は 30 団体程度、参加者は約 800 人を目標とする。⇒ <u>39 団体参加</u>		
対象者	登録団体・市民		
日時	平成 31 年 2 月 10 日（日）10 時 00 分～15 時 30 分（9 日は準備）		
	☆具体的な会場配置・内容・時間については参加団体と協働で作成		
☆会場	中央公民館	1 階	講堂・会議室・児童室・ロビー・クラブ室
		2 階	講座室・和室・学習室・調理実習室
	総合福祉会館	2 階	第 1 会議室
		3 階	第 2 会議室・第 3 会議室・ロビー・相談室 1・更衣室 市民活動支援センター室
☆内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の活動紹介と参加者も実践できるワークショップ ⇒ <u>親子で忍者になってあそぼう</u> ・ 各会場でのパネル展示や実演等による団体の活動紹介、各種相談等 ・ 講堂での演奏・踊り・パフォーマンス等 ・ 交流のための喫茶コーナー、チーバくんなどのキャラクターとの写真撮影等 ・ <u>会議室及びロビーでの団体紹介ビデオの上映</u> 		
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動支援センターが主催し、参加団体と協働で企画・実施する。 ・ 企画の骨格はセンターが作成し、 具体的な内容は、ふえすたスタッフと参加団体と協働で作成する。 		
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 月中旬～ 企画から参加の「ふえすたスタッフ」を募集 随時打合せを実施、企画案作成 ・ 6 月下旬 参加団体を募集 ・ <u>9 月 18 日</u> 参加団体の決定（<u>39 団体</u>） ・ <u>9 月 21 日</u>～1 月下旬 参加団体との打合せ会議（3 回程度） ・ 2 月 9 日（土） 会場準備（センター・参加団体等） ・ 2 月 10 日（日） 第 3 回元気アップふえすた開催 		

NO	参加団体名	舞台	実演	展示	講座	相談
1	NPO法人 野田子ども劇場	講堂		第3会		
②	野田の食を盛り上げる会（新規）		学習室	学習室		
3	子どもの未来ネットワーク野田		ロビー	ロビー		
④	身障者交流会 みつわ（新規）			会議室		
5	野田もの知り検定企画実行委員会		クラブ室			
6	唄と踊りとお話と 直寿会	講堂		ロビー		
⑦	野田市中途失聴者・難聴者の集い「みみづくの会」（新規）		第1会	センター		センター
⑧	嬢SHOW輝龍（新規）	講堂				
9	NPO法人 野田レクリエーション協会（展示：講座室）		第3会	第3会		
10	NPO法人せっけんの街野田地区		ロビー	ロビー		
11	介護・認知症の家族と歩む会・野田				第1会	
12	野田市手をつなぐ親の会	講堂				
13	おはなしグループ「ゆう」		第3会	第3会		
⑭	NPO法人学区安全サポートクラブ（新規）			会議室		
⑮	のだ要約筆記サークル「ほたる」（新規）		第1・3会			
16	Lei・Pikake（レイ・ピカケ）	講堂				
17	野田エコライフ推進の会		講座室	講座室		
18	NPO法人 子育てネットワークゆっくっく		和室	和室		和室
19	NPO法人 野田文化研究会	講堂	第3会	第3会		
⑳	フレンドシップ・パーティ（新規）			ロビー		ロビー
21	野田市国際交流協会		ロビー	ロビー		
㉑	野田市シルバーリハビリ体操指導士会（新規）	講堂				
23	アキオーズゆうせんラジオなかのだい439		会場内			
24	NPO法人 日本総合医学会 千葉支部		学習室	学習室		学習室
25	雲雀ハーモニカクラブ	講堂				
26	よさこいサークル 蒼（つぼみ）	講堂				
㉒	浪漫一座（新規）	講堂	3F ロビー			
28	天空	講堂				
29	野田マジッククラブ	講堂				
30	Earth as Mother 千葉（アース・アズ・マザー）		学習室	学習室		
㉓	るびなす（新規）		和室			
32	むらさきの里 野田ガイドの会			ロビー		
㉔	ボランティアグループひまわり（新規）	講堂				
34	生涯学習ボランティアサークル ほのぼの会		ロビー	ロビー		
35	演芸出前「仕出し屋」	講堂				
36	アスナロ農園			学習室		
37	ぴゅあメイクセラピー		ロビー	ロビー		
38	傾聴ボランティア・ダンボ			ロビー		
39	ふろしき研究会 野田		ロビー	ロビー		
合計 39団体（継続28団体 ○印：新規11団体）		14	20	24	1	4

「第3回市民活動元気アップふえすた」会場別企画

会場：中央公民館・総合福祉会館

※1階の児童室が出演者控室、3階の支援センター室と相談室1、更衣室は関係者控室

時間	場所	1階 (☆スタンプラリー3か所)				2階 (☆スタンプラリー3か所)					3階 (☆スタンプラリー2か所)		
		☆講堂	☆ロビー	☆クラブ室	会議室	☆和室	☆講座室	☆学習室	第1会議室	調理実習室	第2会議室	☆第3会議室	ロビー
10:00 ~ 10:10	(集合:9:15) 開会式	【一般】	【一般】	【軽食・喫茶コーナー】	【幼児コーナー】	【一般】	【一般】	【一般】	控室	控室	【キッズコーナー】	【一般】	
10:10 ~ 11:30	親子で忍者になってあそぼう 野田子ども劇場	団体紹介展示	実演	交流広場	実演	実演・展示	実演・展示	実演	女性子ども	男性	実演・展示	実演 ・浪漫一座 「大道芸」	
11:40 ~ 15:20	舞台発表・団体紹介 14団体順不同 野田子ども劇場 ・直寿会 ・嬢SHOW 輝龍 ・手をつなぐ親の会 ・Lei・Pikake ・野田文化研究会 ・シルバーリハビリ ・雲雀ハーモニカ ・よさこいサークル菅 ・浪漫一座 ・天空 ・野田マジッククラブ ・ボランティアひまわり ・仕出し屋 〈特別参加〉 東京理科大 Yosakoi ソーラン部	実演・展示 ・子どもの未来ネットワーク「パルーンアート」 ・せっけんの街「洗浄実験等」 ・国際交流協会「外国人との交流」 ・ほのほの会「折り紙」 ・ピュアメイクセラピー「ハンドバック」 ・ふるしき研究会野田「風呂敷ワーク」 団体紹介ビデオ 総合案内 交流広場	・野田もの知り検定「野田もの知りクイズにチャレンジしよう！」 ・身障者交流会 みつわ ・学区安全 サポートクラブ ・市民活動支援センター 実演 ・アキオース ゆうせんラジオ「イベント情報発信」(会場内を移動)	・るびなす「ベビーマッサージ」 ・子育てネットワークゆっくく「わらへ歌」「子育て権炭等」 乳幼児 休憩コーナー ロビー 授乳室 ベビーカー置き場 休憩コーナー	・エコライフ推進の会「人力発電・断熱効果体験」 ・野田レクリエーション協会「ポッチャ」	・日本綜合医学会「血管年齢測定&食事相談」 ・Earth as Mother「いのちを育てる畑の学校」 紹介展示 ・野田の食を盛り上げる会 ・アスナロ 農園	・介護・認知症の家族と歩む会「認知症講座」 ・要約筆記サークル『ほたる』『要約筆記(文字通訳)』 ・みみづくの会「補聴援助システム」	市民活動 支援センター ☆ 相談 展示 ・みみづくの会「耳聞こえのサポーター」 「補聴援助システム」	・おはなしクラブ『ゆう』『おはなし会』 ・野田文化研究会「人形浄瑠璃」「紙芝居」 ・野田レクリエーション協会「野田かるた」体験会 ・要約筆記サークル『ほたる』『要約筆記(文字通訳)』 ベビーカー置き場 団体紹介展示 ・野田子ども劇場	休憩コーナー			
15:25	閉会式(～15:30)												
15:30	後片付け(～16:30)												

☆スタンプラリーは、ポイントを8カ所設置し、6個以上スタンプを集めるとそれぞれ先着200名に「チーバくんグッズ」をプレゼント。
午前(10:00～12:00)、午後(13:00～15:00)2回に分けて実施 ◇チーバくん・のんちゃん・やど助との記念写真撮影(玄関・3F ロビー)

◇◇市民活動団体に関するアンケート結果◇◇

【調査の概要】

調査対象：野田市市民活動支援センター登録団体 121 団体（平成 30 年 6 月現在）

調査方法：各団体にアンケートを郵送し、郵送・FAX・メール・持参により回答

調査時期：平成 30 年 5 月～8 月

回収結果：90 団体、回収率 74.4%

【結果の概要】

市民活動支援センター登録団体の現状についての調査結果は次のとおりです。

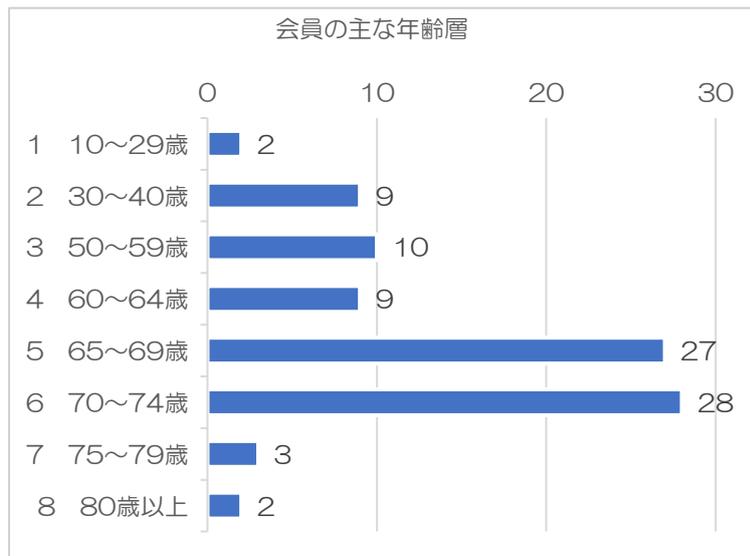
選択肢のある設問に関してはグラフで、記述回答に関しては一覧表にまとめてあります。

なお、n は各設問に回答した団体の数です。

1. 団体の概要について

(1) 会員の主な年齢層（単数回答）

会員の主な年齢層について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「70 歳から 74 歳」で 28 団体、次に多いのが「65 歳から 69 歳」で 27 団体、この二つの年齢層で半数以上を占めています。



(2) 設立年数(平成 30 年 4 月 1 日現在)（単数回答）

設立年数について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「10 年以上」で 44 団体、次に多いのが「5 年以上 10 年未満」で 21 団体となっています。

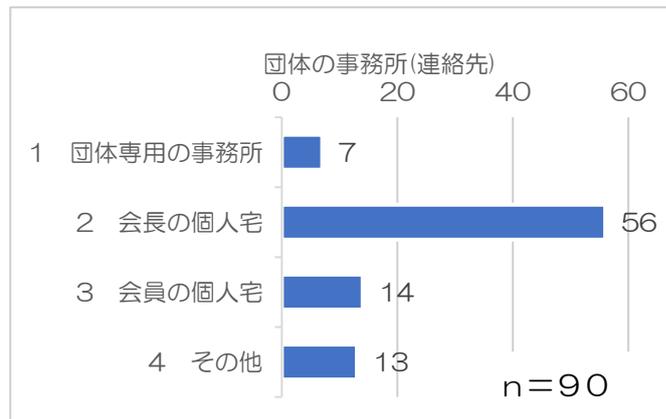


2. 団体の活動内容と課題について

問1 活動場所について

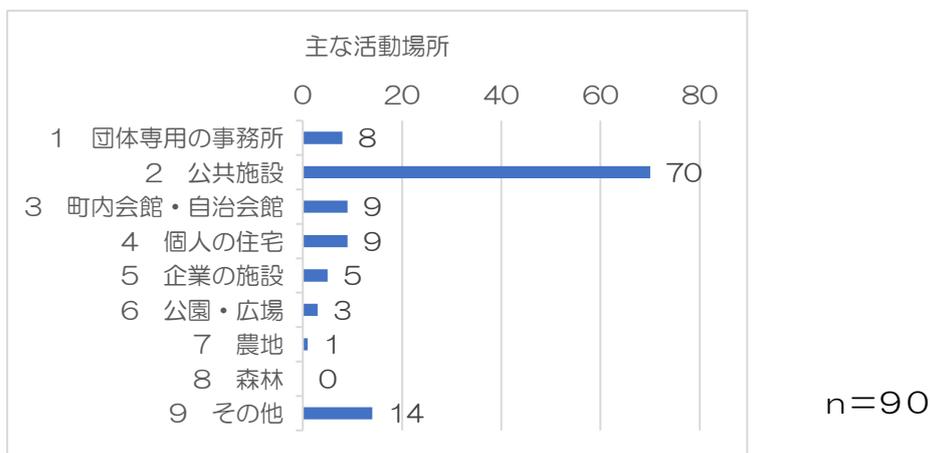
(1) 団体の事務所について（単数回答）

団体の事務所（連絡先）について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「会長の個人宅」が56団体となっています。また、「専用の事務所」は7団体となっています。



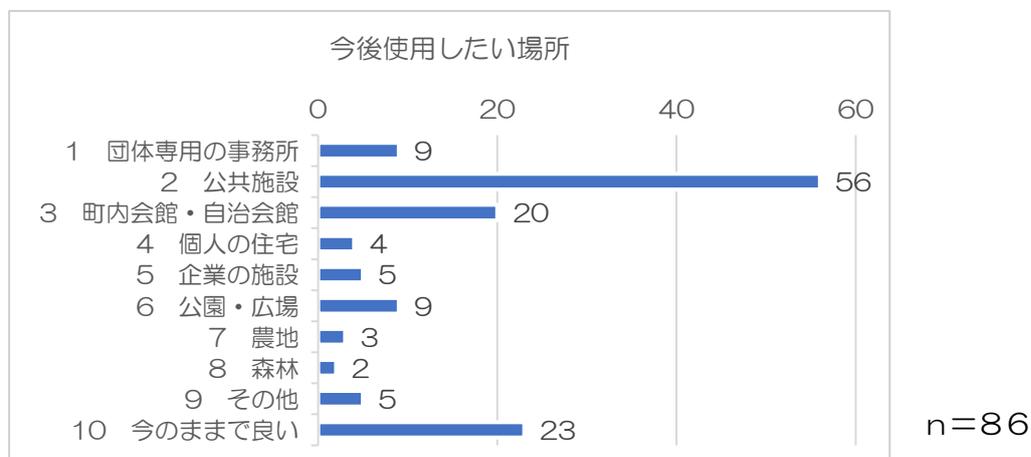
(2) 主な活動場所について（複数回答）

活動には主にどのような場所を使っていますかと尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「公共施設」で70団体となっています。



(3) 今後使用したい活動場所について（複数回答）

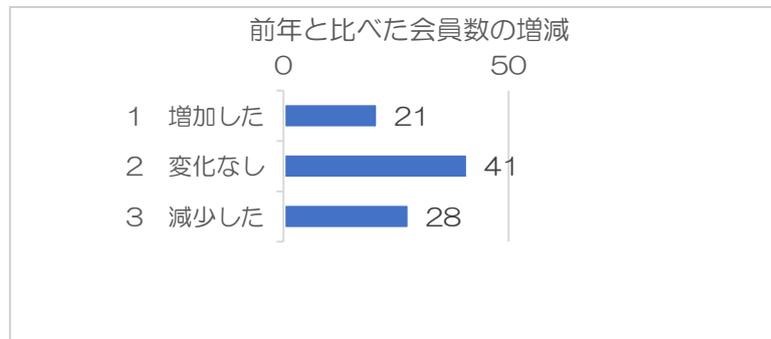
今後、活動するうえで使用したい場所はありますかと尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「公共施設」で56団体となっています。また、「今のままで良い」は23団体となっています。



問2 会員について

(1) 会員数の増減について（単数回答）

前年の同時期と比べて会員数の増減はありましたかと尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「変化なし」で41団体、次に多いのが「減少した」で28団体、「増加した」で21団体となっています。



n=90

(2) 会員を増やす方法について（複数回答）

会員を増やすために行っていることを尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「人脈の活用」で42団体、次に多いのが「イベントの声かけ」で36団体、「会員募集のチラシ作成」で25団体となっています。

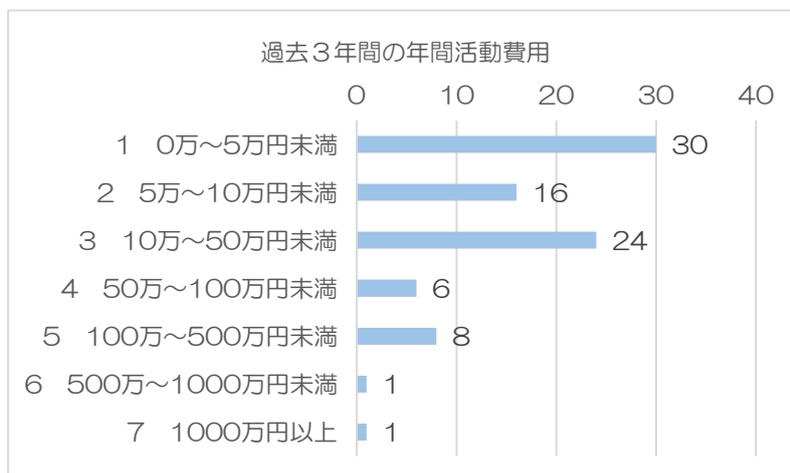


n=90

問3 活動資金について

(1) 年間活動費用について（単数回答）

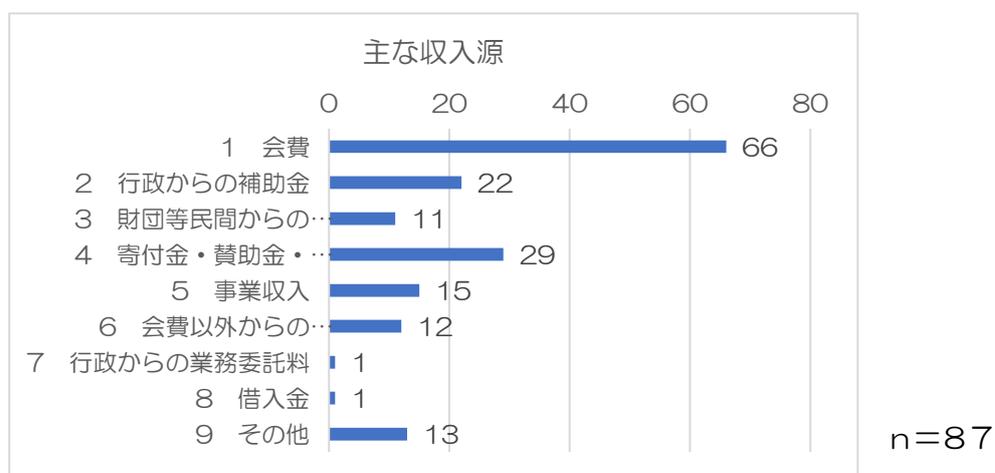
過去3年間の平均的な年間活動費用はどのくらいかと尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「0万～5万円未満」で30団体、次に多いのが「10万～50万円未満」で24団体となっています。



n=86

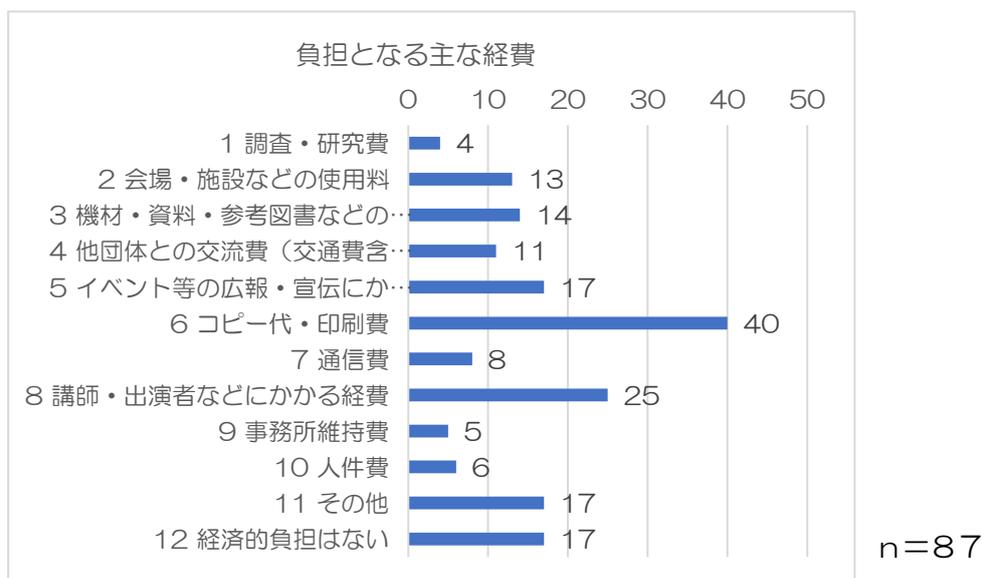
(2)主な収入源について（複数回答）

主な収入源について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「会費」が66団体、次に多いのが「寄付金・賛助金・協賛金」で29団体、「行政からの補助金」で22団体となっています。



(3)負担となっている主な経費について（複数回答）

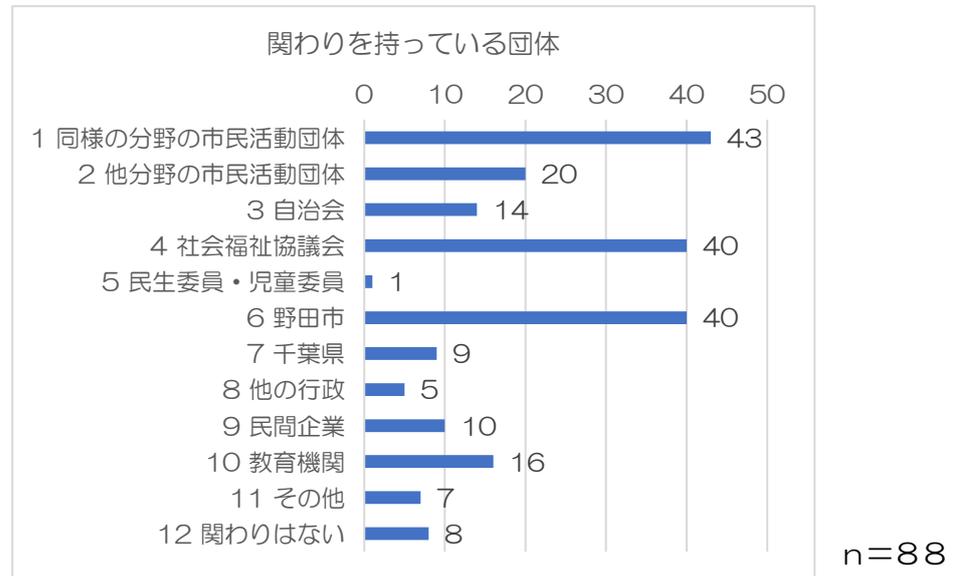
団体の負担となっている主な経費について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「コピー代・印刷費」で40団体と最も多く、次に多いのが「講師・出演者などにかかる経費」で25団体となっています。



問4 他の団体との関係について

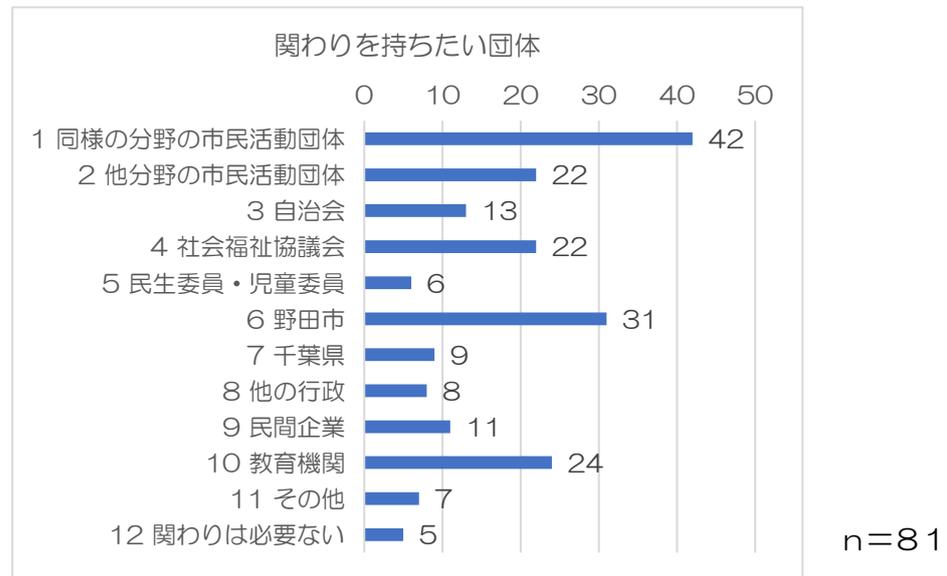
(1) 団体と関わりを持っている団体について（複数回答）

関わりを持っている団体について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「同様の分野の市民活動団体」で43団体、次に多いのが「社会福祉協議会」と「野田市」で同数の40団体となっています。



(2) 今後関わりを持ちたい団体について（複数回答）

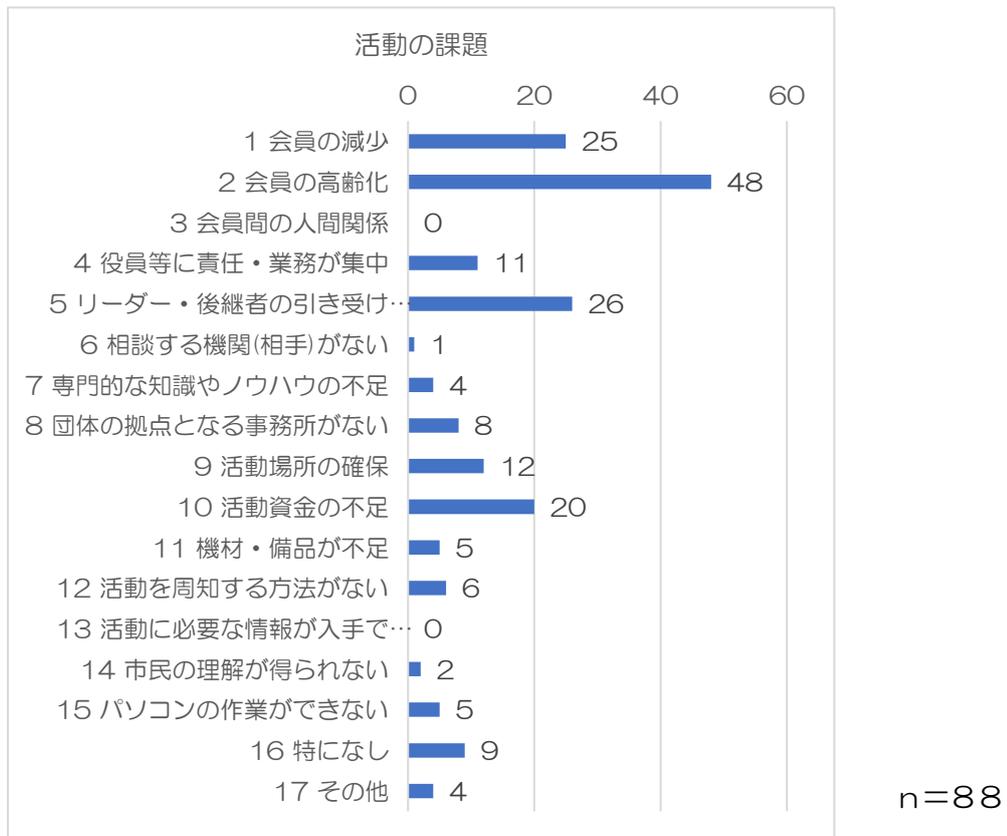
今後関わりを持ちたい団体を尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「同様の分野の市民活動団体」で42団体、次に多いのが「野田市」で31団体、「教育機関」で24団体となっています。



問5 活動の課題について

(1)活動する上で困っていることについて（複数回答）

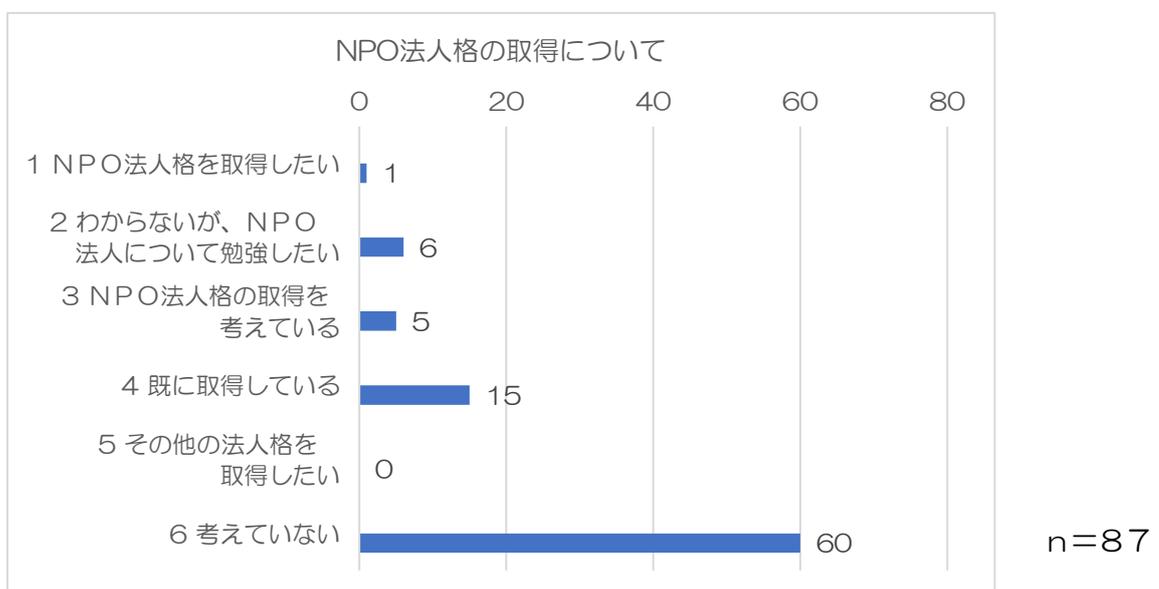
活動する上で困っていることを尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「会員の高齢化」で48団体、次に多いのが「リーダー・後継者の引き受け手がない」で26団体、「会員の減少」で25団体となっています。



問6 今後の展望について

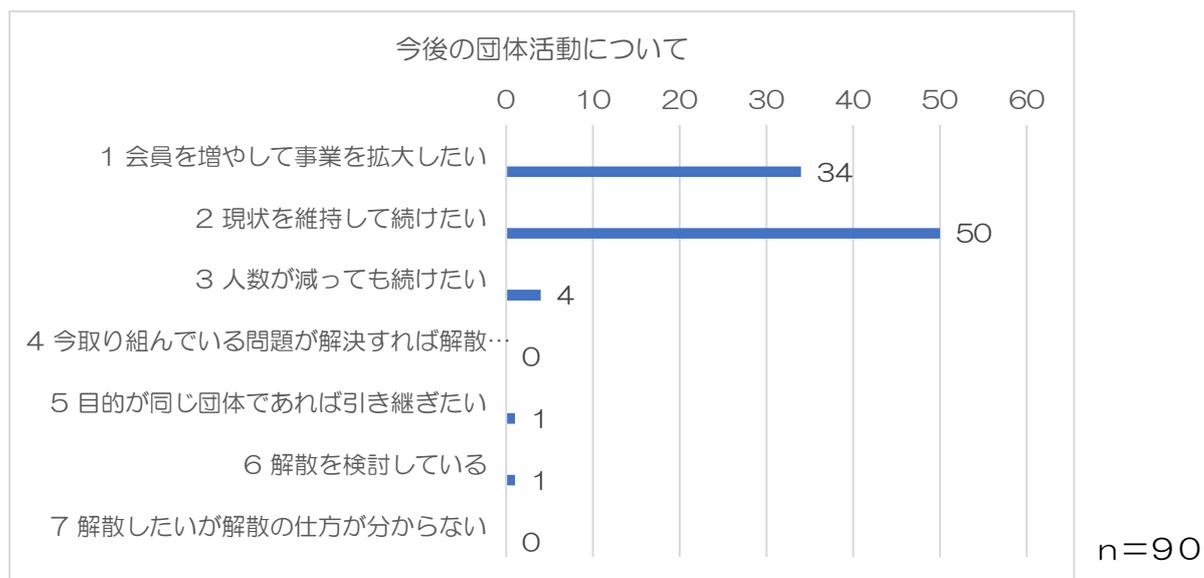
(1)今後NPO法人格を取得する意思について（単数回答）

今後NPO法人格を取得する考えがあるか否かを尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「考えていない」で60団体、次に多いのが「すでに取得している」で15団体となっています。また、「考えている」が5団体となっています。



(2)今後の団体活動について（単数回答）

今後の団体活動について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「現状を維持して続けたい」で50団体、次に多いのが「会員を増やして事業を拡大したい」で34団体となっています。

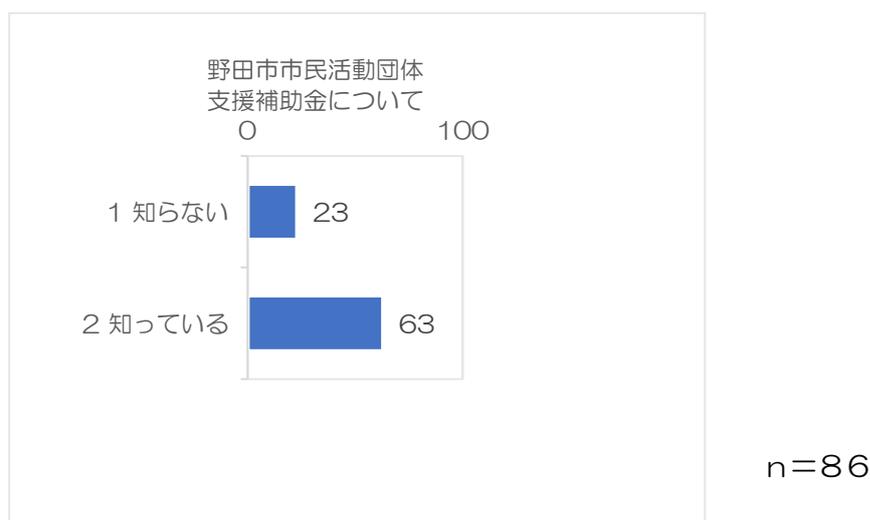


3. 野田市市民活動団体支援補助金について ※現行の補助金制度の概要は下表のとおりです。

補助金の種類	対象団体	補助金額	補助率	交付団体数	交付回数
組織基盤強化支援	設立年数5年未満	1団体20万円以内	9/10以内	各年度新規1団体	1団体1回 3年間
事業発展支援	設立年数5年以上	1団体30万円以内	8/10以内	年間最大 3団体	1団体3回 3年に1回

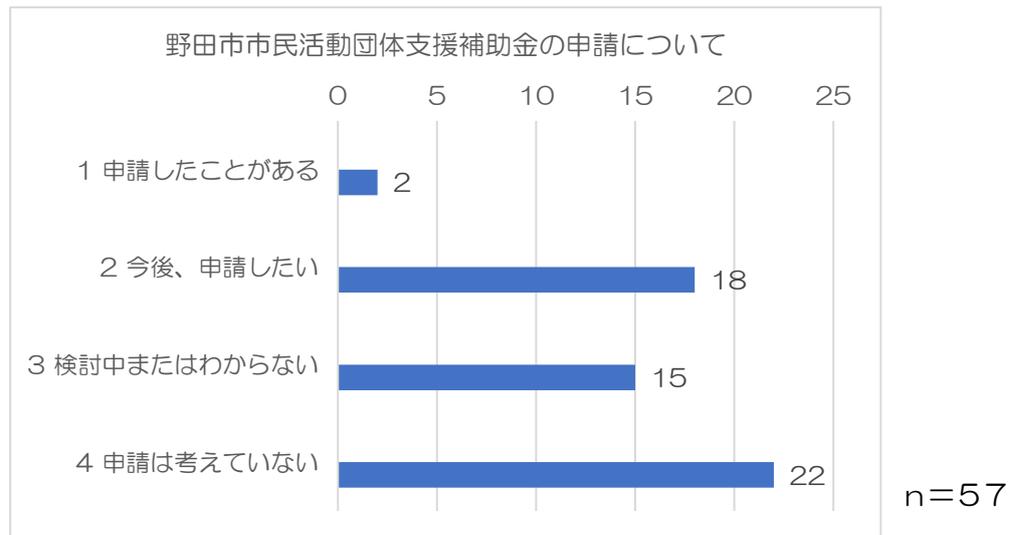
(1)平成29年度に創設した野田市市民活動団体支援補助金について（単数回答）

平成29年度に創設した野田市市民活動団体支援補助金を知っているか否かを尋ねたところ、下図のような結果となりました。「知っている」が63団体、「知らない」が23団体となっています。



(2)申請について（単数回答）

申請したことがあるか、また、今後申請したいかを尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「考えていない」で22団体、次に多いのが「今後申請したい」で18団体、「検討中またはわからない」で15団体となっています。



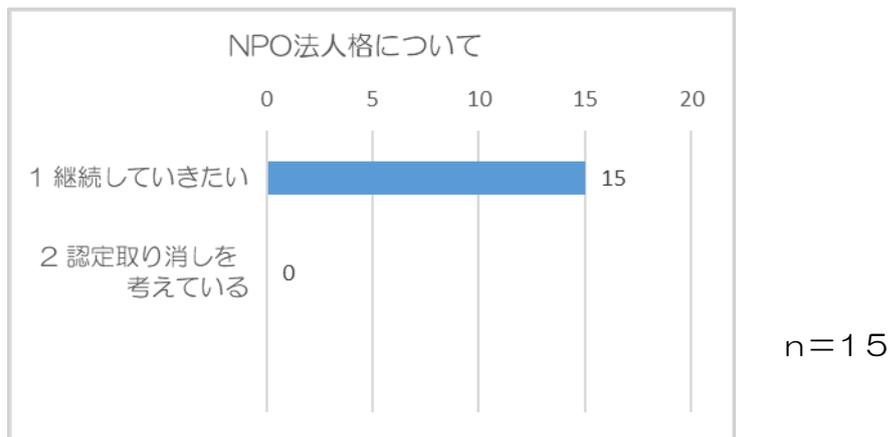
(3)野田市市民活動団体支援補助金に関する意見や要望。(記述回答)

別紙1参照

4. 「NPO法人」について（*NPO法人のみお答えください）

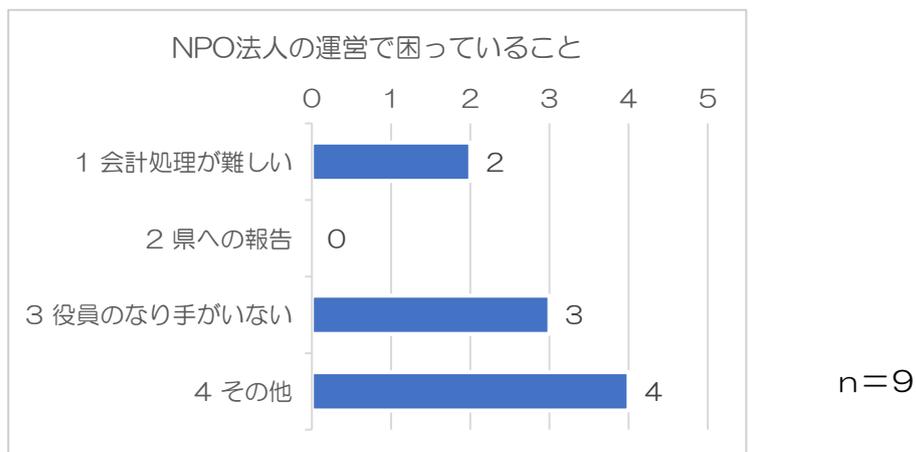
(1)NPO法人格について（単数回答）

NPO法人格について尋ねたところ、下図のような結果となりました。15団体すべてが「継続したい」となっています。



(2)NPO法人を運営していることは何ですか？（単数回答）

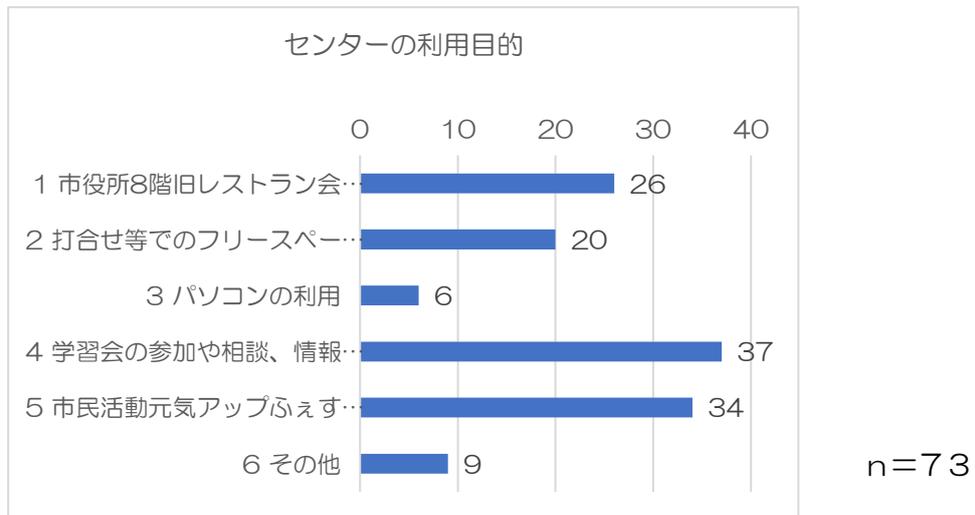
NPO法人を運営していることを尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「役員のなり手がいない」で3団体、次に多いのが「会計処理が難しい」で2団体となっています。



5. 野田市市民活動支援センターについて

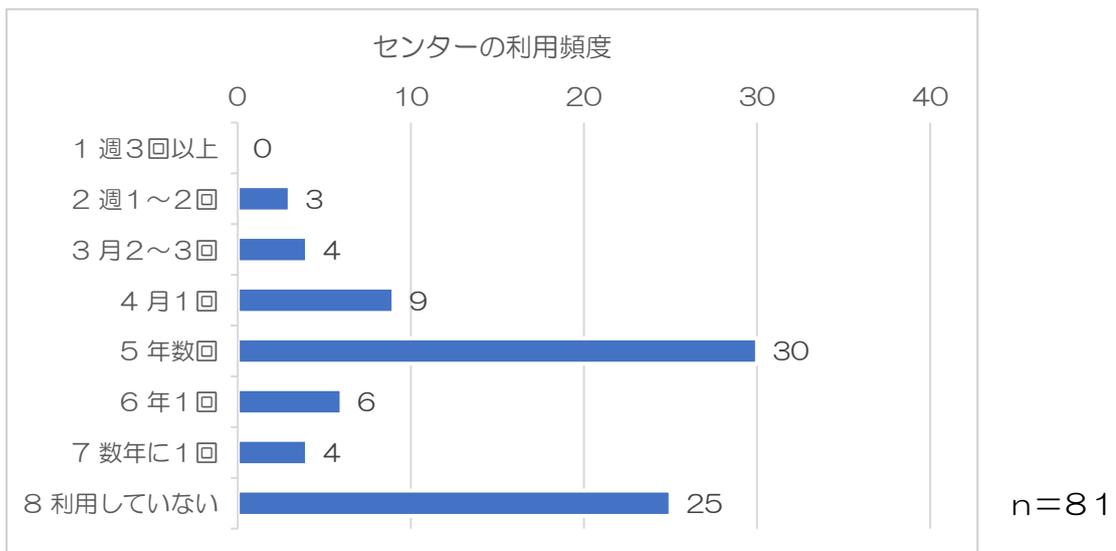
(1)センターの利用目的について（複数回答）

センターの利用目的について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「学習会の参加や相談、情報の入手」で37団体、次に多いのが「市民活動元気アップふえすた等への参加」で34団体、「市役所8階旧レストラン会議室の利用」で26団体となっています。



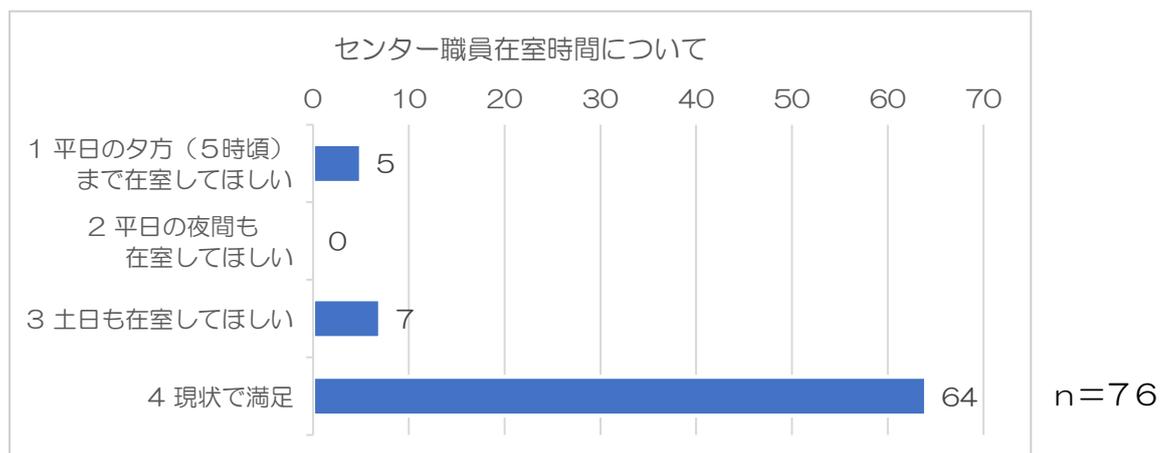
(2)センターの利用頻度について（単数回答）

センターの利用頻度について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「年数回」で30団体となっています。また、「利用していない」が25団体となっています。



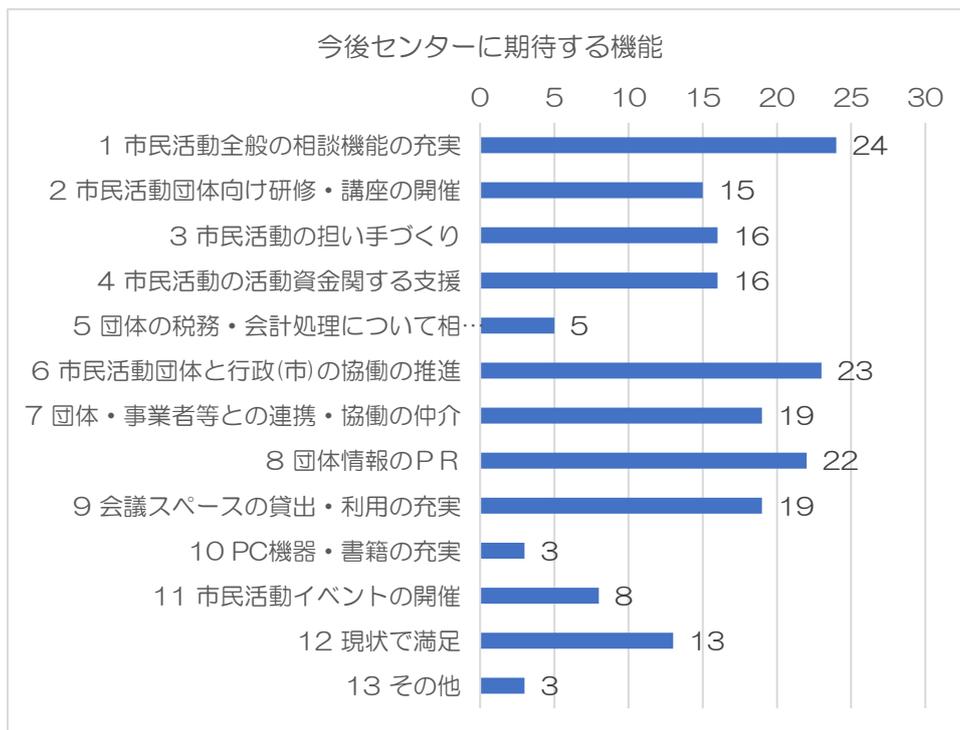
(3)センターの職員在室時間について（単数回答）

職員の在室時間について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「現状で満足」で64団体となっています。



(4) 今後のセンターに期待する機能について（複数回答）

今後のセンターに期待する機能について尋ねたところ、下図のような結果となりました。最も多いのが「市民活動全般の相談機能の充実」で24団体と最も多く、次に多いのが「市民活動団体と行政の協働の推進」で23団体、「団体情報のPR」で22団体となっています。



n=79

6. 野田市の市民活動支援に関する意見や市に期待すること（記述回答）

（例：開催してほしい研修・講座の内容・回数、センターに求めたいこと、など）

別紙2参照

6. 野田市の市民活動に関するご意見や市に期待することがありましたら、お書きください。

※寄せられたご意見は原文そのままではなく、長いものに関しては簡略化しています。

分類	項目	内容
イベント	市民向け	市民全体に関わる食育活動推進イベントを期待します。予防改善・子供の健全育成、等々ネットワーク化に協力していきたい。
	登録団体向け	登録団体間を取りもってこういうイベントに出ないかときっかけを作ってもらえたらうれしいです。
	元気アップ ふえすた	市内の市民活動団体を束ねる機関として、徐々に実績を積み上げ努力していただいていることに感謝しております。『元気アップふえす』を今後どのように発展させていくか、又110団体にも膨れあがった登録団体をどのように繋いでいくのか、今後支援センターの手腕に期待し、私たち団体も協力していきたいと考えています。
		入会早々に第2回元気アップふえすたに写真で微力ながら協力の機会を与えて頂き感謝しています。
講座	各種	読書学習会、聞こえない人々へのサポーター講座など。
		市民活動の担い手を育成するため、現役を卒業され「何か社会に貢献できることを行いたい、その具体的な事柄、方策等が見つからない」と思案されている方々の手助けとなる「オリエンテーション」を開催してはいかがでしょうか。
		ボランティア活動講座（歴史・意義・求められることなど）
		子どもの貧困問題について
		募集中の助成案内など
	パソコン	チラシの作り方、登録・助成申請などに必要なことなど基本的なことを教えてほしい。
		初心者対象の内容で教えてほしい。その後初・中級者対象講座を設けるようにしたほうが良い。実力の差があると教えてもらいにくい。
		午後3時以降だと時間を作りやすいのでは…皆さん忙しい。
		ホームページ作成に関する講座を希望します。（クラブ会員募集やPRに使いたい）
		引きつけるチラシの作り方（イベントの案内）
NPO法人	手続き	NPO法人の申請及び報告の支所窓口を支援センター等に設置して戴ければ小さな市民団体でもNPO法人の資格が取り易くなり、団体活動の助けになるのではないのでしょうか。
	事例	東葛地区（野田・柏・松戸・流山・我孫子）のNPO団体で収益事業を実施している事例を紹介してほしい。
運営	協働	地区社協や、民生児童委員の活動の活性化
		野田市と市民活動の連携

運営	館内設備	建物について。全体にもっと明るい照明をつけてほしい。
		1F児童室は整備をすすめて、広く清潔にリニューアル。親子のフリースペースがほしい！（マットがあって、ハイハイ自由に）
		両面印刷が出来る新しい機械の導入を検討ください。現印刷機は日により調子が悪くなり、時間ばかりかかってしまい困っています。
		館内の“ろうか”“ロビー”“印刷場”が暗く、作業や打ち合わせ、休憩に不自由です。LED電気の導入で明るくしてほしいです。
		支援センター登録団体のチラシ、情報紙などの掲示・配架場所が、一般市民の目に触れやすいよう1Fロビーにあるとよい。
		市内公共施設でのポスター掲示、チラシ配架について、センターが一元管理してはどうか？
	支援方法	本当に支援が必要な小さい団体などをどう支援するか。
	制度	保育ボランティアの登録制度を作してほしい。若い人向の講座やワークショップを企画するとき、必ず保育の問題が出てくる。団体内で保育スタッフをつけるには、あまりにもハードルが高い。安心して（専門性があり、安価で）子どもをあずけられる保育ボランティアがほしいです。
		夕刻にイベントを開催したが、相当な時間制約下に置かれた為、清掃・後片付けなどにかなり苦労した。その経験から開場時間の延長等更なる充実した利用ができたなら、お客様満足度も上がるのではないかと思った。
	情報	老人会、自治会への情報提供（行事案内）
登録団体主催の行事案内、葉、情報を共有（メールで通知）		
その他	練習場所として3F会議室をお借りしております。広く使えて利用しやすいです。ありがとうございます。	
	特にございません。何時もありがとうございます。	
	お知らせなどいただきありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。	
	月例会は北コミの喫茶室で開いているが（喫茶代は個人負担）市の中心にあるセンターを利用してもよいかと思う。	
	野田市において理容を利用する施設が増加した様に美容を利用する施設が増加するとういと思う。シルバーセンターの様に市民活動支援センターで行っている他団体すべて時給制・予約制で施設&学校&個人宅にもうかがいますみたいな位置付けになるといいですね。	
	活動メンバーの研修やボランティア外出の際、市所有バスを使えると助かります。	
	メンバーがいないので行事に参加することはなかなか難しい。センターに求めたいことは特にありません。	
	支援センターは民営化にすることを希望する。	

野田市市民活動支援センター（イオンノア店内）会議室使用要領

（目的）

- 1 この要領は、市で賃借するイオンノア店内の会議室（以下「会議室」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（使用時間）

- 2 会議室の使用時間は、午前9時から午後8時までとする。

（使用できる日）

- 3 会議室は、12月29日から翌年の1月3日まで及び店舗閉店日以外は使用できるものとする。

（使用資格）

- 4 会議室を使用できる者は、市民活動支援センターに登録した特定非営利活動法人、ボランティア団体その他広くまちづくりを行う市民団体とし、個人の使用はできないものとする。

（使用の手続）

- 5 会議室を使用しようとする者は、野田市市民活動支援センター（イオンノア店内）会議室使用申請書（別記第1号様式）を奇数月の1日（1日が閉庁日に当たるときは、翌業務日）に市長に提出しなければならない。申請できる期間は、下表のとおり2か月後及び3か月後の2か月分とする。なお、受付時間は午前9時から午後4時までとする。

ただし、奇数月の1日以降も予約に空きがある場合には、随時使用日の当日（平日開庁日に限る。）の午後4時までに申請することができるものとする。

使用月	申込月	使用月	申込月	使用月	申込月
3月、4月分	1月	7月、8月分	5月	11月、12月分	9月
5月、6月分	3月	9月、10月分	7月	1月、2月分	11月

②市長は、申請書を受理したときは使用の可否を決定し、使用を許可した場合は、速やかに野田市市民活動支援センター（イオンノア店内）会議室使用許可書（別記第1号様式）を申込者に交付するものとする。

（使用の順序）

- 6 会議室の使用の許可は、申込の順による。ただし、申込が同時の時は、協議により定めるものとするが、協議が整わない場合は、くじ引きとする。

（会議室の種類）

- 7 会議室は、会議室1及び会議室2の2か所とする。

ただし、会議室2については、選挙時の期日前投票所とするため、市長が指定する期間はすでに使用申込済の場合においても期日前投票所として使用することとし、平成31年4月分からの貸出とする。

（使用者の義務）

- 8 会議室の使用の準備は、全て使用者が行わなければならない。

②会議室においては室内の汚損、また設備・備品等の破損のないよう留意して利用するものとする。

③会議室の使用に当たっては、店舗の営業の妨げとなるような行為を行ってはならない。

（鍵の受け渡し等）

9 会議室を使用する者は、使用の当日にイオンノア店1階サービスカウンターに野田市市民活動支援センター（イオンノア店内）会議室使用許可書を提示し、使用簿に必要事項を記入の上、専用の鍵を受領して出入りするものとする。

②退去時には、必ず室内の状況を原状復帰した上清掃し、当日中に鍵をイオンノア店1階サービスカウンターに返却するものとする。

（使用の制限）

10 物品の販売、企業活動の使用及びその他営利的活動での使用はできません。

②政治的活動（政党の使用も含む）、宗教的活動、又は行政に対し妨げとなる活動を目的とした場合は使用できません。

11 次の場合は、使用許可の取り消し、または許可をしないことができる。

（1）この要領に定められた事項が守られないとき。

（2）不正な手段によって使用の許可を受けたとき。

（3）その他使用許可の取り消しまたは停止が必要と認めるとき。

（その他）

12 アルコール飲料を除き、会議室内での飲食は可能とするが、ごみは必ず使用者が持ち帰るものとする。

②室内は禁煙とする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年10月 日から施行する。

野田市市民活動支援センター(イオンノア店内) 会議室使用案内

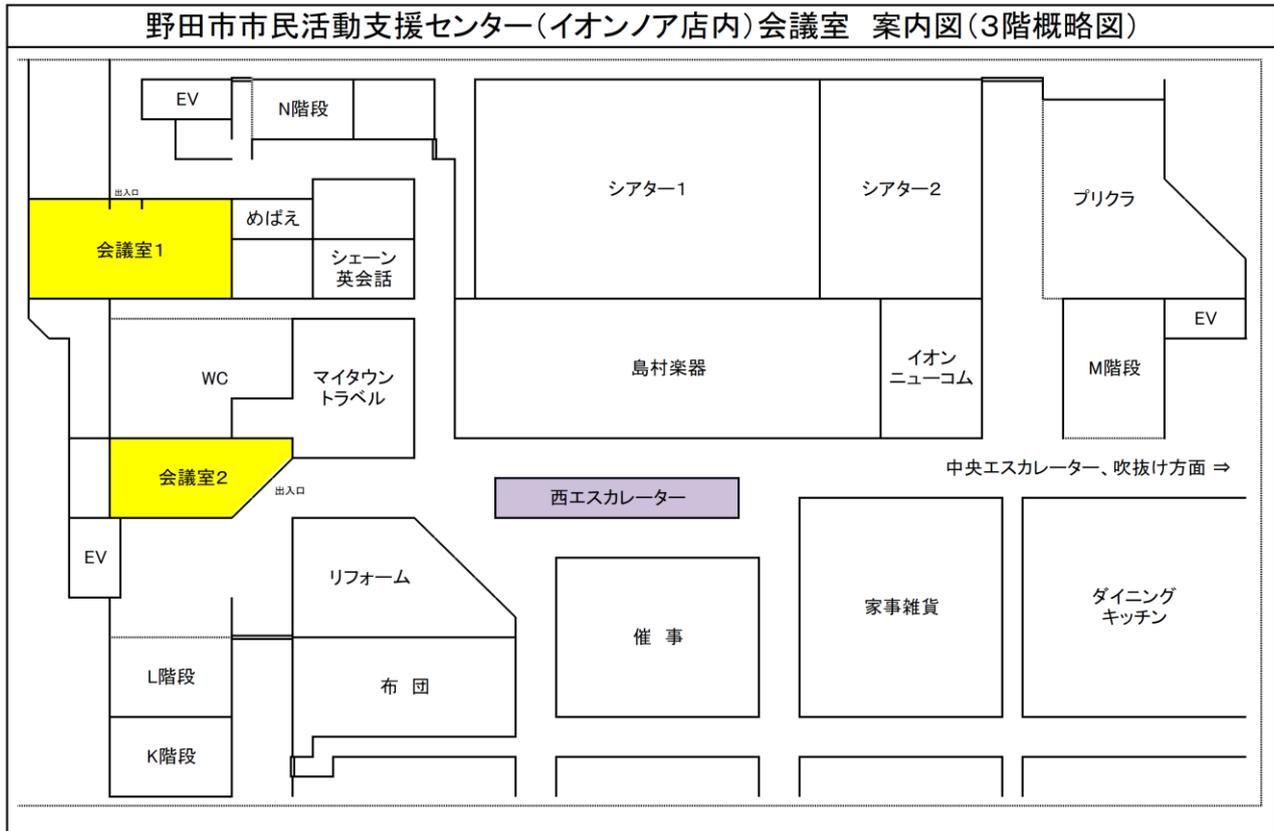
野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室(以下「会議室」という。)は、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他広くまちづくりを行う市民団体の育成及び活動の充実を図るための活動拠点のひとつとして、市民活動団体に貸出を行うものです。

使用資格	会議室を使用できる方は、野田市市民活動支援センターに登録した特定非営利活動法人、ボランティア団体その他広くまちづくりを行う市民団体とし、個人での使用はできません。																		
使用時間	年末年始(12月29日～1月3日)及び店舗閉店日を除き、午前9時～午後8時																		
使用条件	(1)物品の販売、企業活動の使用及びその他営利的活動での使用はできません。 (2)政治的活動(政党の使用も含む)、宗教的活動、又は行政に対し妨げとなる活動を目的とした場合は使用できません。																		
使用料	無料																		
申込方法	<p>(1)奇数月の1日(1日が閉庁日に当たるときは、翌業務日)の午前9時に総合福祉会館3階市民活動支援センター室で使用申込の受付を行います。(別紙1申請書参照) ※イオンノア店では、会議室の予約や予約状況の確認はできません。 申請できる期間は、下表のとおり、2か月後及び3か月後の2か月分です。 ただし、奇数月の1日以降も予約に空きがある場合には、随時使用日の当日(平日開庁日に限る。)の午後4時までに申請することができます。(例)1日が土曜日の場合は3日の月曜日となります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用月</th> <th>申込月</th> <th>使用月</th> <th>申込月</th> <th>使用月</th> <th>申込月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3月、4月分</td> <td>1月</td> <td>7月、8月分</td> <td>5月</td> <td>11月、12月分</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>5月、6月分</td> <td>3月</td> <td>9月、10月分</td> <td>7月</td> <td>1月、2月分</td> <td>11月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)午前9時に総合福祉会館3階市民活動支援センター室に集まった方の申込により、使用日が重なった場合は、話し合いにより協議し、協議が整わなかった場合には、くじ引きとします。 午前9時の時点で申込者がいない場合は申込順となり、午前9時から午後4時まで受付を行います。電話での申込みは受け付けていません。</p> <p>(3)申込に参加できる方は、団体の代表者1名となります。</p> <p>(4)予約した申込みを取り消す場合は、速やかに市民活動支援センターにご連絡ください。 また、他の団体に使用を譲ることはできません。</p>	使用月	申込月	使用月	申込月	使用月	申込月	3月、4月分	1月	7月、8月分	5月	11月、12月分	9月	5月、6月分	3月	9月、10月分	7月	1月、2月分	11月
使用月	申込月	使用月	申込月	使用月	申込月														
3月、4月分	1月	7月、8月分	5月	11月、12月分	9月														
5月、6月分	3月	9月、10月分	7月	1月、2月分	11月														
施設概要	会議室1(面積:112㎡) テーブル15個、椅子45脚、椅子台車3台 ※ホワイトボード1個 会議室2(面積:55㎡) ※会議室2については、平成31年4月分からの貸出となります。																		
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室の使用の準備は、全て使用者が行うこと。 ・会議室を使用する者は、使用の当日にイオンノア店1階サービスカウンターに野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室使用許可書を提示し、使用簿へ必要事項を記載した上で専用鍵を受領して出入りすること。 ・会議室においては室内の汚損、また設備・備品等の破損のないよう留意して使用すること。 ・店舗の営業の妨げとなるような行為は行わないこと。 ・退去時には必ず室内の状況を原状復帰した上清掃し、当日中に鍵をイオンノア店1階サービスカウンターに返却すること。 ・アルコール飲料を除き、会議室内での飲食は可能ですが、ごみは使用者が必ず持ち帰ること。 ・室内は禁煙です。 																		
使用許可の取消及び停止	<p>次の場合は、使用許可の取消し又は停止をすることがあります。</p> <p>(1)この使用案内に定められた事項が守られないとき。 (2)不正な手段によって使用の許可を受けたとき。 (3)その他使用許可の取消し又は停止が必要と認めるとき。</p>																		

※会議室の場所については、裏面の概略図でご確認ください。

使用の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室2については、選挙時の期日前投票所とするため、市長が指定する期間はすでに使用申込済の場合でも期日前投票所として使用することとします。 ・会議室2については、平成31年4月分からの貸出となります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご使用中に照明機器や空調機器等の室内施設のトラブルが発生した場合は、イオンノア店サービスカウンターにご連絡ください。 ・机や椅子、ホワイトボード等の室内備品にトラブルが発生した場合は、野田市役所市民生活課にご連絡ください。 <p>【野田市役所市民生活課】 TEL 04-7125-1111(内線3973)</p>
問合せ	<p>詳細については、市民活動支援センターにお問合せください。TEL 04-7197-1543</p>

会議室の場所はイオンノア店の3階です。



野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室使用申請書

平成 年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者	所在地又は代表者住所	
	団体名	
	代表者名	
	使用責任者名	
	電話番号	

野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室を使用したいため、以下のとおり申請します。なお、使用にあたっては、裏面の留意事項を遵守いたします。

使用施設	1 会議室1	2 会議室2	※使用施設の番号に○印	
使用年月日	平成 年 月 日 ()	使用人員	人	
使用時間	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分			
使用目的				
備考				

* 以下は事務局で使用します。

受付	平成 年 月 日	許可	平成 年 月 日
----	----------	----	----------

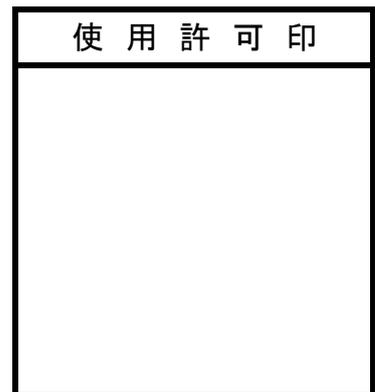
野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室使用許可書

上記の申請を許可いたします。

使用の際は、以下の記載内容をご確認の上、ご使用ください。

- * 右欄に使用許可印があるものが有効です。
- * 鍵の借用の際に本許可書の提示が必要となるので、使用当日必ず本書をご携行ください。

(担当) 野田市 市民生活部 市民生活課

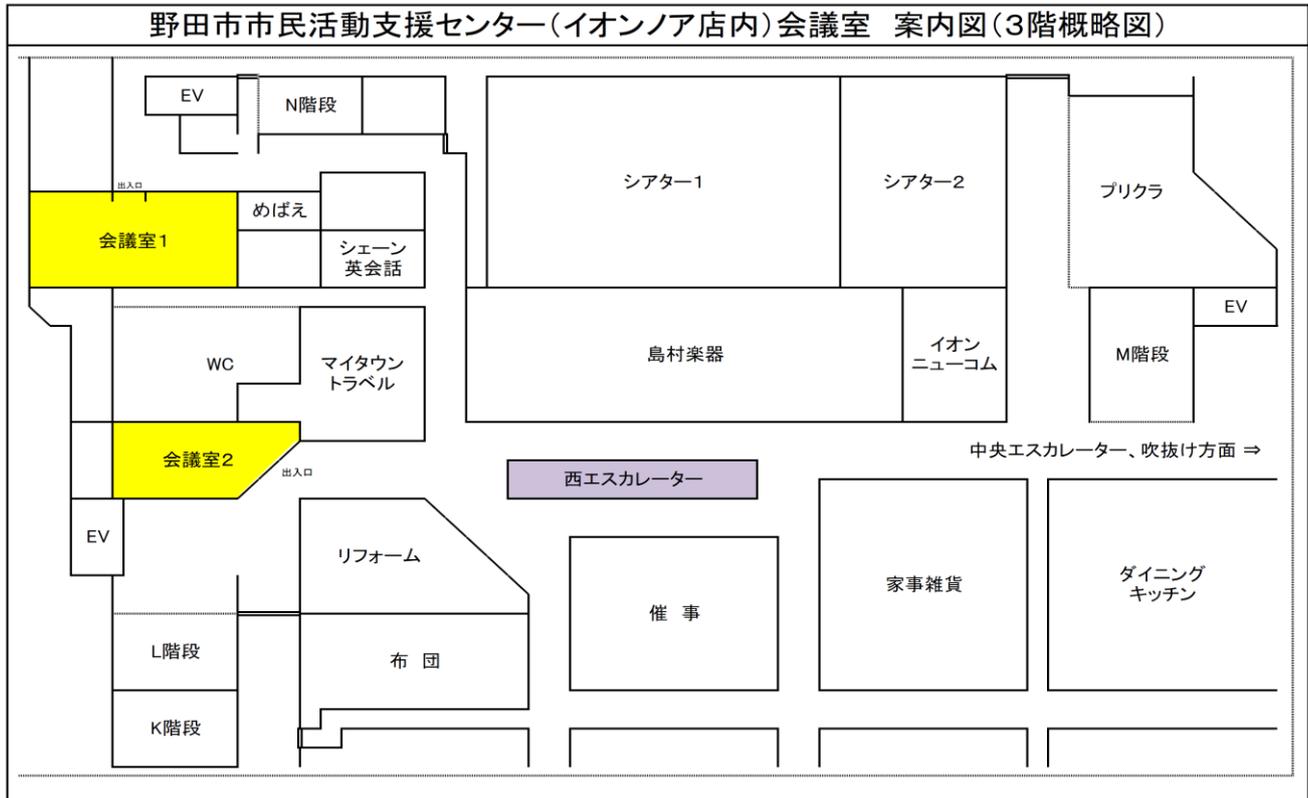


- * 鍵は、イオンノア店1階サービスカウンターでお渡します。
- * 鍵の受け渡しの際に使用簿の記入をお願いします。
- * 会議室は3階になります。
- * 裏面の留意事項に十分ご注意くださいようお願いいたします。
(必ず退室前に原状復帰した上清掃してください。)
- * 鍵は、使用終了後速やかに1階サービスカウンターにお返してください。
- * 会議室2については、選挙時の期日前投票所となるため、市長の定める期間は使用できません。

野田市市民活動支援センター（イオンノア店内）会議室
ご使用にあたっての留意事項

◇ 鍵の受け渡しと使用準備

- * 鍵は、イオンノア店1階サービスカウンターで受け渡しをいたします。
- * サービスカウンターで使用許可書を提示の上、使用簿の記入をお願いします。
- * 会議室はイオンノア店3階になります。（下記概略図参照）
必ず、使用当日のうちに返却ください。（使用者間での鍵の受け渡しは禁止です。）



◇ 使用についてのご注意

- * 店舗の営業の妨げとなるような行為は行わないこと。
- * テーブル・椅子等を動かしたら、必ず原状に戻してください。
- * アルコール飲料を除き、室内での飲食は可能ですが、ごみは必ず使用者が持ち帰ってください。
- * 室内は禁煙です。
- * 会議室2は平成31年4月分からの貸出となります。
また、選挙の期日前投票に係る期間中は会議室2の使用はできません。

◇ 後片付け

- * 会議室の使用後、必ず原状復帰の上清掃してください。
- * 室内の「原状復帰」及び「清掃」は、使用時間内に実施し、使用終了時刻までに退室・施錠してください。

◇ トラブルなどの対応

- * ご使用中に、照明機器等の室内施設のトラブルが発生した場合は、イオンノア店サービスカウンターへ、机等の室内備品のトラブルについては市役所市民生活課にご連絡ください。
- * ご使用後に、設備・備品等の支障が見つかった場合、使用者による原状回復を求めたり、それ以降のご使用をお断りさせていただく可能性がありますので、ご注意ください。

【問合せ先】 野田市役所 TEL 04-7125-1111

市民生活課 (内線) 3973 (平日午後5時15分まで)

★野田市市民活動支援センター(イオンノア店内)会議室のご予約は、市民活動支援センターに当日(平日開庁日)の午後4時までをお願いします。

(8) 平成31年度市民活動団体支援補助金について

平成31年度の市民活動団体支援補助金の交付団体を11月1日より募集します。

なお、設立5年未満の団体を対象とした組織基盤強化支援の補助については、毎年1団体を採択し、3年継続で補助する制度、設立5年以上の団体を対象とした事業発展支援の補助については、毎年3団体を採択し、単年度の補助を行う制度として最大予算で150万円となる補助金として制度設計を行い、2年間実施してきましたが、設立5年未満の団体からの補助金交付申請が多数であり、設立5年以上の団体についても自己資金が少ない団体が多く、補助金額の上限額を満額申請する団体が少ない状況でした。

このため、事業発展支援の3団体への補助は確保しながら、ニーズの多い組織基盤強化支援の採択団体数を3団体に増やし、制度全体に係る予算となる最大値で150万円の予算は変更せずに補助制度の充実を図るため、今回の募集分から下記のとおり補助金に係る制度の見直しを実施しています。

1. 補助金制度の変更

【組織基盤強化支援】(設立5年未満の団体が対象)

	改正後(A)	現 行(B)	比較(A)-(B)
補助金額	最大で10万円	最大で20万円	△10万円
補 助 率	10分の9	10分の9	変更なし
補助年数	3年継続	3年継続	変更なし
採択団体数	3団体	1団体	2団体
予算(最大値)	90万円	60万円	30万円

【事業発展支援】(設立5年以上の団体が対象)

	改正後(A)	現 行(B)	比較(A)-(B)
補助金額	最大で20万円	最大で30万円	△10万円
補 助 率	10分の8	10分の8	変更なし
補助年数	単年度	単年度	変更なし
採択団体数	3団体	3団体	変更なし
予算(最大値)	60万円	90万円	△30万円

【合 計】

	改正後(A)	現 行(B)	比較(A)-(B)
予算額(最大値)	150万円	150万円	変更なし

2. 補助金審査会委員の見直し

これまで市民活動支援センター長及び市民活動支援センターのコーディネーター3名が市民活動団体支援補助金審査会の委員となっていました。市民活動支援センターが補助金の申請をする団体を支援し、補助金の交付団体を公正に審査するため、センター職員については審査会委員より除外し、市民生活課長補佐を追加するとともに、市民活動支援センター運営協議会の委員より市民活動団体支援補助金審査会の委員に加わっていただくことといたしました。

野田市市民活動団体支援補助金審査会設置要領新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 副市長</p> <p>(2) 市民生活部長</p> <p>(3) 市民生活課長</p> <p>(4) <u>市民生活課長補佐</u></p> <p>(5) <u>市民活動支援センター運営協議会の会長</u></p> <p>(6) <u>市民活動支援センター運営協議会の副会長</u></p> <p>(7) <u>市民活動支援センター運営協議会の委員(2名以内)</u></p> <p>2 <u>前項第5号から第7号までに掲げる職にある者が、応募申請のあった団体の役員、若しくはこれに準じる者であるときは、その者が関係する応募申請の審査からその者は除外とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要領は、平成30年10月1日から施行する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 副市長</p> <p>(2) 市民生活部長</p> <p>(3) 市民生活課長</p> <p>(4) 市民活動支援センター長</p> <p>(5) 市民活動支援センターのコーディネーター(3名)</p> <p>(6) 市民活動支援センター運営協議会の会長及び副会長</p> <p>2 第1項第5号及び6号に掲げる職にある者が、応募申請のあった団体の役員、若しくはこれに準じる者であるときは、その者が関係する応募申請の審査からその者は除外とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p>

野田市市民活動団体支援補助金審査会設置要領

(設置)

第1条 野田市市民活動団体支援補助金の交付対象団体を公平かつ適正に選定するため、野田市市民活動団体支援補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 野田市市民活動団体支援補助金交付申請書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 補助金交付団体の候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
 - (2) 市民生活部長
 - (3) 市民生活課長
 - (4) 市民生活課長補佐
 - (5) 市民活動支援センター運営協議会の会長
 - (6) 市民活動支援センター運営協議会の副会長
 - (7) 市民活動支援センター運営協議会の委員(2名以内)
- 2 前項第5号から第7号までに掲げる職にある者が、応募申請のあった団体の役員、若しくはこれに準じる者であるときは、その者が関係する応募申請の審査からその者は除外とする。
- 3 審査会に会長及び副会長1人を置き、会長には副市長を、副会長には市民生活部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員に事故があるときは、会長が指名する者に代理させることができる。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、市民生活課において処理する。

(委任)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

野 市 生 第145号
平成30年10月 4日

野田市市民活動支援センター運営協議会
会 長 竹 澤 勇 司 様

野田市市民活動団体支援補助金審査会
会 長 今 村 繁

野田市市民活動団体支援補助金審査会委員の推薦について(依頼)

秋涼の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より市政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、平成31年度分の野田市市民活動団体支援補助金の交付団体を選定することとなりました。

つきましては、野田市市民活動団体支援補助金審査会設置要領第3条第7号の規定により、貴運営協議会の委員より当補助金審査会の委員として協力いただける方をご推薦いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 推薦人数 2名以内
2. 審査会の開催時期 平成31年2月
※日時は決まり次第、別途連絡いたします。